

マイナ保険証への移行により、 健康保険証の確認方法が変わります。

令和6(2024)年12月2日から新規保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行します。

これにより、同日以降の「肝炎治療」、「肝がん・重度肝硬変治療」および「肝炎初回精密検査・定期検査」に係る医療費助成制度における医療保険証の確認方法が変わります。

申請する際には、以下の1～4のいずれかをご提出ください。

1 有効期間内の「健康保険証」のコピー

※ 令和6年12月1日時点で所属する保険組合等に引き続き所属され、住所や負担割合等に変更がない方で、お持ちの(紙の)被保険者証が有効期間中のもの、または有効期限の記載がないものです。

※ なお、有効期間は、記載の有効期限または令和7年12月1日のいずれか早い日までとなります。

2 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」のコピー

※ 所属する保険組合などから被保険者等に交付され、ご自身の被保険者番号などの情報を把握するものです。

原則、マイナ保険証をお持ちの全ての被保険者に交付されます。

3 マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」のコピー

※ マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」(マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む)

※ 参照 マイナポータル<健康保険証情報を確認する>

<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>

なお、マイナポータルおよびマイナ保険証の利用には、事前の登録が必要です。

4 保険者から交付された「資格確認書」のコピー

※ マイナ保険証の利用登録をしていない等、マイナ保険証が利用できない方または申請があった方に対して、保険者から交付されます。

お問い合わせ先

滋賀県健康危機管理課

TEL 077-528-3632